

# 称名寺聖教に見る親玄相承の「台皮籠」の口決について

大八木 隆祥

## はじめに

三宝院流道教方の聖教・重宝を収めた容器は「台皮籠（ダイノカワゴ）」と称され、三宝院流道教方の正嫡によつて代々相承された。しかし、現在ではその所在・存在が明らかではないため現物は披見し得ずその内容物を確認することは出来ない。よつて、その実態については様々な形で伝存する記録を繙くしかない。

本稿では鎌倉時代、三宝院流道教方の正嫡であつた親玄による台皮籠相承に関する口決を検証し、当時の台皮籠についてその実態を明らかにし

たい。

## 一、台皮籠

台皮籠<sup>(1)</sup>は「ダイのカワゴ」と読む。「籠」の字を単独で「コ」と読むのは音訓とともに正式ではないが、慣用的には古来多くの例が見られる。一般によく知られた例でいうと、江戸時代の宿泊施設である「旅籠（ハタゴ）」がある。ハタゴの元來の意味は馬の飼葉すなわち「ハタ」を入れる籠のことである。また仏教の法会では声明を唱えながら花を散らす「散華」という作法があるが、その

際、散らす花を入れる籠のことを真言宗では「華籠」と書いて「ケコ（広沢方）」または「ハナゴ（醍醐）」と呼ぶ。

現物が伝わらないため確認することはできないが、皮籠は一般的に竹や簾などで編んだ籠に皮を張った蓋付きの容器で、これが赤漆塗りの台の上に据えられていたことから台皮籠と呼んだらしい。この中に三宝院流道教方に嫡々相承される聖教・

重宝等が収められていたという。では、何時、誰の手によって、三宝院流道教方の法具・聖教はこの台皮籠に収められ、法流の重宝として位置付けられるに至ったのか。

台皮籠については『密教大辞典』にもその項目は無く、近年に至るまで本格的な研究はなされてこなかつた。管見の限り、先行研究は佐々木二〇〇二・田中二〇〇六及び二〇〇七のみである。そこで、まずは上記先行研究の成果に基づいて台皮籠の起源とその内容、そしてその相承の系譜を整理し概要を把握しておきたい。

醍醐寺第十七世座主であつた勝俱胝院実運の付法の弟子、覚洞院勝賢は永暦元年（一一六〇）、醍醐山第十八世座主となつた。ところが同じ実運門下の乗海はこれを不服とし応保二年（一一六二）勝賢を追放した。勝賢は元海の『厚双紙』を始め祖師の秘記等二百余巻を皮籠三合に收め、これを携えて高野山へと逃れた。これが台皮籠の起源となる。

高野山へと逃れた勝賢はそこで心覚と出会い。心覚は元三井園城寺の僧で、後に醍醐に移り賢覚・実運二師から東密小野流を受法した人物である。同じ実運門下ではあるが、勝賢は実運の正嫡であり法流の秘奥を相承していた。一方、心覚は勝賢が実運から詳しく述べることのできなかつた諸尊法を受法していた。このような事情から、勝賢と心覚は互いに所伝の法門を授受する関係になつたと考えられる。両者が親しく交流する中で皮籠も心覚に授けられたが、心覚は臨終に際しこれを勝賢に返納したと田中二〇〇六では推測して

いる。

治承二年（一一七八）五月、乗海が没したため勝賢は醍醐山に戻り、二十世座主に補せられた。

その後、勝賢入滅に際し皮籠は成賢へと譲られたが、その時には四合三百余巻と規模が大きくなっている。成賢はこれを道教へと譲るが、道教は三十七歳の若さで亡くなり、その嫡弟である親快はまだ二十二歳と若かつたため師道教から具支灌頂を受けることが出来なかつた。ただし道教は親快に対し、具支灌頂は深賢から、聖教は淨尊から承けるべく遺言していた。親快は後にその遺言通り、覚洞院において深賢から灌頂を受け、淨尊から道教相承の聖教を受けた。この淨尊から受けた聖教が台皮籠である。

このように道教から深賢・淨尊二師を経由して親快へと相承された三宝院流道教方嫡流は、親快の嫡弟親玄へと相承される<sup>(4)</sup>。親快は建治二年（一二七六）五月十九日、病身のまま醍醐を離れ太秦の桂宮院に移つた。その三日後の二十二日、見舞

いに訪れた親玄に対し病床において灌頂の大事を授け付法とし、同二十六日に醍醐に帰ることなく入滅した。一方、灌頂の大事を受けた親玄は翌二十三日に醍醐寺に帰つた。台皮籠についてはそれ以前から親玄が預かり置いていたため、そのまま親玄が相承したのである。

親玄は鎌倉幕府の祈禱勤仕僧として招聘され、遅くとも正応二年（一二二八九）二月までには鎌倉に下向したと考えられる<sup>(5)</sup>。その後、最晩年にいたるまで実に三十年鎌倉に滞在したが、その間に鎌倉殿御願寺である永福寺別当・久遠寿量院別当を務め、さらに醍醐寺座主に二度（第四十六世・第四十八世）補せられ、東寺長者にまでなつてゐる。

後述するが、親玄は台皮籠を携えて鎌倉に下向した。よつて、鎌倉の地においても台皮籠について記されたものがあつても不思議ではない。そこで次に、鎌倉の地で台皮籠について記された資料を見ていくこととする。

## 二、称名寺聖教に見る親玄相承の台皮籠

現在神川県立金沢文庫に保管されている称名寺聖教（国宝）には中世以来の写本が数多く伝存している。その中に、定仙<sup>(6)</sup>という人物に関する写本が目録上に一二八点見られる。定仙は鎌倉の龜谷に住し、鎌倉の地で多くの人師から多数の法流を受法した人物である。定仙は鎌倉滯在中の親玄からも親しく受法したことが多く、写本類から知られる。

定仙の受法記録は弟子の智照によつて『仙芥集<sup>(8)</sup>』としてまとめられ、称名寺第二世住持釤阿<sup>(9)</sup>が伝頒して以来称名寺聖教に伝存している。この『仙芥集』には親玄からの口伝が多く含まれ、その中には台皮籠についての言及も散見される。そこで、以下『仙芥集』に記された台皮籠に関する記述を見ていくことにする。<sup>(10)</sup>

『仙芥集』の中でも十三函一——一は表紙に「三宝院 親玄僧正等御口伝 一」<sup>(12)</sup>とあり、本文は

「台皮籠事」という項目から始まっている。まさに台皮籠の相承者でありその時点の所持者である

親玄から直接台皮籠について聞いた話を記したものである。残念ながら本冊には編者である智照による奥書があるのみで、定仙がいつ親玄からこの台皮籠についての口決を聞いたかは不明である。

ちなみに、この書き書きの中には公然や覺雅<sup>(13)</sup>・賴賢<sup>(14)</sup>等、定仙と交流のあつた異なる系統の三宝院流諸師からの伝も多々挿入されているが、本稿では親玄の伝を中心検証するため、今はこれを省き親玄の伝のみを抽出することにする。

まずは台皮籠の内容とその規模についてである。

大政僧正御房台皮籠日記定仙「令見之」給也<sup>(15)</sup> 「大政僧正御房」は親玄のことである。

台皮籠事

二合目録二卷也

一合、孔雀經法、代々日記合具書三十余卷  
也、是範俊等相伝也

仁王經法、代々次第具書等合三十餘卷也、亦是範俊等相伝也

是範俊等相伝也

後七日、請雨經、代々具書等三十餘卷ツノ也、

兩大法、秘法具書、皆三十餘卷

如法尊勝 如法愛染<sup>ハ</sup>定海作<sup>(16)</sup>

「台皮籠事」、「二合の目録二卷なり」とあるが、

高野山三宝院には『台皮籠事』一卷の写本が伝わる。筆者は未見であるので比較はできないが、

佐々木二〇〇二に同写本の考察と一部引用がある。

称名寺聖教には同名の写本は伝存しない。

この段では台皮籠二合の内、一合の目録が挙げられる。これによれば、この合の内容は大法・秘法の次第・日記・具書等の聖教類であることがわかる。

一合、目録<sup>(16)</sup>、

大師御筆、北野天神御筆、天神所持<sup>ノ</sup>大般若、行基<sup>ノ</sup>自筆、

金聖天、銀<sup>ノ</sup>聖天、義範<sup>ノ</sup>雲加持<sup>ノ</sup>五古、御舍

利等、是等<sup>ノ</sup>大事<sup>ノ</sup>日記也、

此ヲ名<sup>ク</sup>重宝<sup>ノ</sup>皮籠ト

又大事<sup>ノ</sup>書等在此中<sup>ニ</sup>仁海已下日記等在之、

良雅<sup>ノ</sup>皮籠<sup>ノ</sup>中<sup>ニ</sup>書等在此中<sup>ニ</sup>云<sup>ニ</sup>、大元許也、其

外無之、

以此等秘書等<sup>ニ</sup>勝覺与定海<sup>ニ</sup>々々譲元海<sup>ニ</sup>、仍

惣日記在之、

後日印之者是也為後代<sup>ニ</sup>清書本<sup>ニ</sup>元海記之<sup>(17)</sup>、

草案本<sup>ニ</sup>無之。

二合の内のもう一合の目録である。「重宝の皮籠と名づく」とあるように、この合の収納物の中は空海・菅原道真・行基の真筆本、一伝には三宝院流の名の由来ともいわれる義範の雲加持の五鈷・聖天像・東寺の仏舍利等の重宝であり、さらには小野の仁海以来の日記や良雅の皮籠の収納物であった大元法の聖教も含まれる。

これらは勝覺—定海—元海と相承されたとし、また草案本と清書本があつたことが分かる。

親玄<sup>ニ</sup>云本二合也、四合<sup>ニ</sup>作之、薄双紙等入之、  
角洞院、遍知院、光宝等<sup>ノ</sup>記<sup>ヲ</sup>入之<sup>ニ</sup>也

又云勝覺不授理性三密皮籠申台皮籠二合是也<sup>(19)</sup>  
親玄によれば、台皮籠は元々二合であつたが、  
今は『薄双紙』を始め勝賢・成賢・光宝等の記ま  
で入れて四合となつたという。元の二合は勝覺が  
理性院流の祖である理性院賢覺や金剛王院流の祖  
である三密房聖賢には授けず、三寶院の定海に授  
けたものである。

一合ハ重宝等入之、一合ハ大法 秘法次第並具  
書等入之、入アマヂ高キ也、  
付弟モ以此本ハ不授ハ、唯以別本ヲ授之、具書  
等不授之、唯最後近付与之  
置テ不出移テ仍無二本ハ、嫡々唯一人受之也、  
直ニ受皮籠也、  
皮籠大ナル故ニ成賢僧正時コトカケ又物共ヲ取出テ  
我カ薄双紙等副ヲ二合ハ入之、  
与本二合ハ具ツチ四合也、成賢与道教ニ々々与親  
快々々授親玄ハ、皆最後也<sup>(20)</sup>  
元の二合の内容と相承の系譜は前述通りである。  
ここでは付法の弟子でも台皮籠の中の聖教を直接

与えることはせず書写本等の別本を与え、正嫡の  
仁ただ一人に、それも臨終の時に、台皮籠ごと一  
括して授けることが説かれている。法流の聖教が  
伝承の過程で散逸しないための配慮であろう。  
また、二合から四合に増広した経緯として、成  
賢が自らの編である『薄双紙』等を加え四合とし  
たことが記されている。この合数の変遷について  
は別の段にも記されている。

親玄仰云本二合也、成賢僧正取分ヲ之作リ出ス

二合、薄双紙等具之已上

親快法印別ニ四合作出ス、私聖教等入之ヲ、已

上八合、親玄隨身ヲ下向ス云ヘ

ここでも、元々二合であつたものを成賢が四合  
に増加したことが説かれている。さらに、親快法  
印もまた四合を追加し、計八合になつたという。  
親玄はこの八合を鎌倉の地に持ち来たつたのであ  
る。

この台皮籠が醍醐寺においてはどこに安置され  
ていたかについては「醍醐諸院建立事」という段

に記述がある。

醍醐諸院建立事

遍知院、義範建立<sup>ス</sup>

三宝院、勝覺建立<sup>ス</sup>

彼時灌頂堂許立之、定海、元海、実運住之

実運、勝俱胝院建立<sup>ス</sup>之

勝賢、雖住三宝院角洞院建立<sup>ス</sup>、成賢本房三

宝院也

遍知院<sup>ス</sup>皆相承<sup>シテ</sup>雖住之<sup>ス</sup>本房<sup>ハ</sup>三宝院也、三  
宝院公所故、私聖教等不納之<sup>ス</sup>云

遍知院<sup>ス</sup>義範建立、成賢執<sup>シテ</sup>之住<sup>ス</sup>此院<sup>於</sup>此院<sup>一</sup>

南經藏西經藏<sup>ト</sup>有二經藏<sup>ス</sup>南經藏<sup>ス</sup>繫八家<sup>ノ</sup>影<sup>ヲ</sup>

取置八家<sup>ノ</sup>聖教<sup>ス</sup>西經藏<sup>ス</sup>繫東寺八祖<sup>一</sup>台<sup>ノ</sup>皮籠

四合並<sup>ス</sup>案置重宝等、親快之時<sup>ハ</sup>私皮籠四合具  
之<sup>ス</sup>案置之也<sup>22</sup>

遍智院は義範の建立で、成賢はこのことにこだ

わつてこの院に住したという。この遍智院には南  
経藏と西経藏という二つの経藏があり、その西経  
藏に台皮籠四合と重宝等が安置されていたといふ。

四合ということは、これは成賢から道教の時まで  
のことであり、前述の通り親快がさらに四合を具  
して計八合としたことがこの記述でも確認できる。  
さて、三宝院に相承された重宝・聖教の一切を  
収納した台皮籠は親玄によって鎌倉に運ばれた。  
ということで親玄は次のように言う。

三宝院<sup>内</sup>三宝<sup>ハ</sup>皆在台皮籠中<sup>一</sup>今三宝院<sup>ハ</sup>又  
ケカラニナレル也、親玄説也<sup>(23)</sup>

次に、親快から親玄への相承についての記述を  
見てみる。

「親快法印醍醐離寺時、四五日先立<sup>テ</sup>醍醐<sup>ハ</sup>軍  
可有由聞<sup>スル</sup>間、親玄<sup>中</sup>納言阿闍梨慶伊<sup>ケイイ</sup>上總  
法橋<sup>三人シテ</sup>台皮籠二合 大法時<sup>ノ</sup>道具<sup>大壇<sup>タツ</sup>護摩壇<sup>タツ</sup>二具也、  
護摩<sup>タツ</sup>具也灌頂<sup>ノ</sup>時道具 代々<sup>ノ</sup>ウ横皮等<sup>ノ</sup>物、</sup>

一々大事聖教等皆シタリメテヲタキ<sup>ノ</sup>修行<sup>カ</sup>蔵  
アツケタリ、ヲタキニハ中<sup>ノ</sup>御門大納言力ヨ  
ウ宿所等<sup>ヨリ</sup>以其縁<sup>ノ</sup>修行<sup>カ</sup>蔵<sup>ラ</sup>借<sup>ル</sup>也、一々取置  
之<sup>ス</sup>桂<sup>ハ</sup>隨身<sup>ノ</sup>物<sup>ハ</sup>小台<sup>ノ</sup>皮籠<sup>ト</sup>成賢僧正小<sup>キ</sup>皮籠  
二合<sup>ス</sup>薄双紙等入<sup>テ</sup>隨身<sup>シテ</sup>アルカシキ言<sup>ト</sup>又少々

聖教アリ此等ヲ隨身キ<sup>(24)</sup>

親快が醍醐を離れ太秦の桂宮院に発つ四五日前から親玄は不穏な空気を察した。これは遍智院の管領を巡つて親快と通円の弟子定済が相論を展開していたこと<sup>(25)</sup>、また親快正嫡を巡る実勝と親玄の問題があつたためと思われるが、この後の記述からすると実勝との正嫡問題が大きかつたと考えられる。そこで、協力者二名と共に台皮籠二合と大法・灌頂の道具や代々の袈裟、大事・聖教等を整理して「ヲタキの修行が藏」へ預けおいた。太秦の桂宮院には成賢が『薄双紙』等を入れた小さい台皮籠と少しの聖教を携えて行つたという。この記述からすると成賢が増加した皮籠二合は元の台皮籠二合よりも小ぶりのものだつたようである。

親快入滅の前後の状況については記述が前後するので時系列順に入れ替える。

「親快最後時<sup>キ</sup>土御門大納言定実<sup>ニ</sup>聖教アツケヲク 親玄法印<sup>ニ</sup>トラセヨト<sup>云</sup>

台皮籠二合其外一合アリ、親玄ハ親快法印ノ翠髪

弟子也 仍親快授親玄<sup>ニ云</sup><sup>(25)</sup>

親快は入滅に際し、土御門大納言定実<sup>(26)</sup>に聖教を預け「親玄法印に取らせよ」と遺言した。親玄は在俗の頃から親快の弟子であつたため、親玄に授けたという。

親快入滅ノ後、土御門ノ大納言定実<sup>ニ</sup>兩方<sup>ヲ</sup>聞<sup>ムドテ</sup>無左右<sup>ニ</sup>親玄<sup>ニモ</sup>不与、親玄申<sup>テ</sup>院宣<sup>ニ</sup>右畢<sup>ヌ</sup>、仍一卷<sup>モ</sup>實勝法印<sup>ノ</sup>方<sup>ハ</sup>不被取<sup>ス</sup>、後<sup>ニ</sup>中<sup>ノ</sup>御門ノ大納言<sup>トモ</sup>房<sup>兄也</sup><sup>(30)</sup>其教訓<sup>ニ</sup>依<sup>テ</sup>聖教<sup>ハ</sup>實勝<sup>ニ</sup>ハカシテカリ<sup>セタリ</sup>、

桂<sup>ハ</sup>被移<sup>ス</sup>時聖教<sup>ハ</sup>シタリメテ、ヲタキ<sup>ニ</sup>置<sup>テ</sup>建治二年五月中旬<sup>ニ</sup>移<sup>ル</sup>、々<sup>テ</sup>後經十日許<sup>ニ</sup>死<sup>ヌ</sup>五月二十六日也、又實勝<sup>ニ</sup>一部有<sup>ラバ</sup>一部トラセタリ 非本書也<sup>(31)</sup>

建治二年（一二二七六）五月二十六日、親快入滅の後、親快の「親玄に取らせよ」との遺言はあつたが、土御門定実は実勝・親玄両方の言い分を聞こうと、どちらにも聖教を与えなかつた。これに對して親玄は院宣をもつて抗議したため、聖教は

親玄に与えられることとなつたのである。よつて実勝の手には一巻も渡らなかつたのであるが、後に親玄の実兄である久我具房の教訓により実勝に聖教を貸して書写させた。よつて実勝の分は本書ではないという。

さて、『仙芥集』十三函一一一によつて台皮籠の内容・規模、親快から親玄に相承された時の状況等について見てきたが、本冊ではさらに親快に至るまでの相伝の経緯や、印信の口決等、台皮籠に関連する様々な事柄についても記されている。しかも前述の通り、親玄の伝のみならず公然・覺雅・頼賢等の口伝についても異説や補説の形で引かれており大変興味深い内容となつているのだが、紙幅の都合上そのすべてを紹介することは叶わない。そこで、十三函一一一を離れ、『仙芥集』の他の巻より台皮籠の内容に直接かかわる記述を紹介したい。

【十三函一一六】<sup>32</sup>

本冊の表紙には「三宝院〈親玄法印口伝〉」とある。奥書には「正応三年九月二十七日、定仙記之」とあり、定仙が正応三年（一二九〇）に記したものであることは分かるが、親玄からいつ教示されたかは不明である。

ユキノ塔図、在台皮籠中耶、答云不爾無之、  
三宝院為藏中伝耶、答云委不見之<sup>33</sup>云

この文は「自行次第事」<sup>34</sup>という項の最後にある。瑜祇塔の図が台皮籠にあるかという定仙の質問に對し、親玄は「これ無し」と答えており、また三宝院の藏中にも「これを見ず」と答えている。瑜祇塔の図が台皮籠の中には存在しないという証言であるが、一応記し置く。

玄秘抄事

親玄云厚ホトハヲホヘ無之、然間大事出也、  
台皮籠中ハ本ト二巻也、今四卷ナス也<sup>35</sup>云

表紙識語には「妙抄事」とのみあるが、本文には「妙抄事」に続き「金宝鈔事」「玄秘抄事」という項もある。この文はその「玄秘抄事」の全文

である。『玄秘鈔』は実運が秘密大法について醍醐正伝の口決を記したものであるが、『厚双紙』ほどには重んじられていなかつたことが窺える。<sup>(36)</sup> 台皮籠に收められていたものは元々は二巻であつたということであるが、体裁は種々あり「今は四巻になす」とあるように、現今、普通は四巻で装丁されている。

如法愛染者、先以<sup>ヲ</sup>字為種<sup>一</sup>以寶珠<sup>二</sup>為三、成大日<sup>一</sup>々々心月輪<sup>二</sup>有<sup>ヨク</sup>字<sup>一</sup>、反成箭<sup>二</sup>々反成愛染<sup>一</sup>

已上勸修寺也

以<sup>ヲ</sup>為種<sup>一</sup>以寶珠<sup>二</sup>為三、成大日<sup>一</sup>〈此マテハ同也〉

大日心月輪<sup>有<sup>ヨク</sup>字</sup>、成五古<sup>々々反為愛染</sup>、已上醍醐様也、台皮籠中、作法如此

親快法印<sup>ノ</sup>自理智院<sup>ノ</sup>相承<sup>ル</sup>次第、又白表紙十四卷<sup>ニ</sup>副<sup>タル</sup>次第アリ、会<sup>ニ</sup>同物也、是勸修寺次

第二同也<sup>(37)</sup>

この文は「如法尊勝、如法愛染事」（表紙識語

【十三函一一七】<sup>(38)</sup>

では「如法愛染次第並口伝等」「如法尊勝事」とある)と題する一段の中にある。「如法」とは如意宝珠法立てで修する修法の意で、如法尊勝法と如法愛染法は共に深秘の法である。この文はその内の如法愛染法についての口伝で、その道場觀の内容について勸修寺と醍醐の相伝の違いを挙げてゐる。勸修寺では<sup>ヲ</sup>字が如意宝珠となり大日となつて、その大日の心月輪の<sup>モ</sup>字(「字の誤りか)が箭となり愛染となると觀する。一方、醍醐では<sup>ヲ</sup>字→宝珠→大日までは同じだが、大日の心月輪には<sup>ヨク</sup>字を観じ、これが五鉢杵となり愛染となると觀する。この醍醐の様について、台皮籠に在るのはこれであるとしている。この他に勸修寺の次第と同様の次第二種についてもその存在に言及している。すなわち、親快が仁和寺理智院の隆澄に師事していた時に相承した次第と、『白表紙(秘鈔)』に添えられた次第とである。

本冊の表紙には「三宝院」とあり、本文を見るに主に親玄の口伝を記したものである。

如意宝珠日記事

九条殿兼実、日記在之、兼実者月、輪殿也、  
禪定殿下、□忠ヲチ（平濁）也、

兼実、日記ト勝賢僧正注トハノ如意宝珠ソヘ  
ラレタリ、

如「台皮籠」日記トハノ如意宝珠、唯仏舍利也、  
二十種、香薬、牛玉廉玉等ソヘテ入朱唐櫃被

置也

如兼実、記者在ル実宝珠歟、但不<sup>シテ</sup>見中記歟、  
用醍醐日記者如是可得意、又真実<sup>ハ</sup>難知  
如兼実、記歟

已上親玄記也<sup>(40)</sup>

この文は「如意宝珠日記事」と題する項の全文である。表紙識語には「兼実、卿如意珠觀事」とある。文中の「九条殿兼実の日記」とは『玉葉』のことである。

「トハノ如意宝珠」というのは、範俊が白河法

皇に献上した如意宝珠のことで、鳥羽の勝光明院宝蔵に収められていた。『玉葉』によれば後白河法皇の時、法皇は自身の病氣平癒御祈のためにこの如意宝珠を宝蔵より出して勝賢に渡した。これはそれ以前に請雨の祈願の際に如意宝珠を壇上に祀ることで効験があつたからである。建久三年三月十三日に法皇が崩御した後の四月八日、この如意宝珠は返却されたが、その際に兼実はこの如意宝珠を見ている。

さて、親玄の説では、台皮籠に収められた日記によれば、この鳥羽の如意宝珠は如意宝珠ではなくただの仏舍利であり、これに二十種の香薬・牛黃・廉玉を副えて朱唐櫃に収められているという。一方、兼実の日記すなわち『玉葉』によれば、実際に如意宝珠であるという。ただし、親玄はこれに疑問を呈し「中を見ずして記すか」としている。また「真実は知りがたし」としつつ「兼実の記の如きか」ともいう。結局のところ分からぬといふことである。

ちなみに鳥羽の如意宝珠について頼瑜の『秘鈔問答』十八に次のような憲深の説を挙げる。

寶珠相承何乎

答。先師僧正〈報恩院〉云。勸修寺習一顆。

謂門葉相承玉是也。精進峯不埋也。彼峯但安

置法習也。醍醐寺習二顆。一者惠果相傳玉。

在彼峯。二者門葉相傳玉。此玉鳥羽勝光明院寶藏。即大師御作也習也云

如意宝珠の相承について、勸修寺では門葉相承の一顆のみとし、精進峯すなわち室生山には法を安置するのみで如意宝珠は埋めないとする。一方、醍醐寺の習いでは二顆あり、一顆は惠果相伝の如意宝珠として室生山に埋め、一顆は門葉相伝の如意宝珠として鳥羽の勝光明院宝藏にあるとする。

同書は続けてこの鳥羽の勝光明院宝藏の如意宝珠について勝賢の日記の記述を挙げる。

覺洞院御記云。範俊僧正所進寶珠事。右件寶珠者。異高祖遺告作法。銀瓶内納數粒佛舍利。以五色線絡付之。重納銀箇。又以五色線絡結

之。是則相承之口決也。凡者於彼所造之作法有二説。一者如遺告説。永無見其舍利。一者如當時之作法。是爲自他欲令拜見之時奉出之。

二説共以有甚深益。更不可論勝劣眞偽。仍大師已兩説共被用之⑭

範俊が白河法皇に献上し鳥羽の勝光明院宝藏に収められている如意宝珠は、『御遺告』に説かれ銀管に収めたものだとする。また如意宝珠の製作について二説あるとし、一つは『御遺告』の説の通りに製作する説、もう一つは舍利のまま容器に收め置く説で、両者について勝劣・眞偽を論じてはならないとする。⑮

さらに同日記に付記される「奉納寶珠唐櫃日記」も記されている。

金銅管一合納〔方八寸計深四寸許蠻繪界打〕

一。銀箇一合〔口三寸許淺蓋角入四方箇也以五色線絡捲之〕。有納物〈祕而不書之〉

称名寺聖教に見る親玄相承の「台皮籠」の口決について

一。黒染小筥一合 〈口三寸許。深蓋角入丸筥  
也。以平組捲之。有錦袋赤也〉  
玉一果 〈以赤小袈裟裹之〉

金小塔一基籠紫檀小箇中。以祖卷其上

金銀瑠璃虎魄 〈已上各一果〉 眞珠三粒 〈已  
上裏以紙捻結之〉

金一裹 〈最少分〉 丁子抹香一裹 五穀香藥類  
一裹

此外 〈續榔子一果 水精一破 桂心一折 人參  
一切 齋金一果 已上不裏也〉

一。銀蒔繪小筥一合 〈口三寸許有錦折云云  
深蓋角入丸筥也。以糸捲之〉

麝香臍一銀 〈烏羽折〉 麝香 〈抹香〉 人參桂  
心 〈已上各裏紙。以紙捻結合之〉

一。檀紙一裹 金 瑰璃 虎魄 水精 眞珠 〈已  
上各一裹〉

物實一裹 〈其勢如棟領平其膚似牛玉不知何  
物〉 物骨一折 〈其毛赤不知何物〉  
已上本納也 〈此外金銅管裏檀紙納之〉 今加入

勝賢僧正注文一遍加封畢

件金銅筥。以赤袈裟裹之。納八角赤唐櫃也。  
本勝賢僧正付封無勘封〔四〕

さて、親玄のいう「台皮籠の日記」とは台皮籠に納入されていたこの勝賢の日記のことと考えられるので、鳥羽の宝蔵の如意宝珠は能作性ではなく仏舍利に五宝五穀香薬等を添えて朱唐櫃に納めたものであるという勝賢の説をもって親玄は是とするのである。よつて兼実が実の如意宝珠、すなわち能作性を見たと記していることについて實際には見ていないのではないかという疑問を抱いたのであり、一方で親玄自身も実物を確認しているわけではないので、あるいは「兼実の記の如きか」ともして、結果「眞実は知りがたし」と結論したわけである。

【十三函一一十二〔四〕】

本冊の表紙には「三宝院 親玄僧正等御口伝  
〔二〕」とあり、十三函一一十一と一具のもので

ある。

三宝院者有三宝故名三宝院、

三宝者、一義範僧都、雲加持五古、二以金奉  
鑄聖天、三義範所持仏舍利三十二粒

副ハテ金銀真珠等被安置是也、即如意寶珠也、

雖不合丸成賢寶珠也、御遺告見二様

私鑄銀聖天副之云

此院者勝覺始ハテ所建立之、被案置三宝、近比

鑄銀聖天被副之、成賢私鑄之

本ハテ三宝モ有台皮籠中ハテ、銀聖〇（天）モ同在之46

本冊冒頭のこの項には特に見出しが付いていない。三宝院の院名の由来についての口伝であり、同時に三宝院安置の宝物についての口説である。

三宝院の名の由来については諸伝あるが、親玄の口伝によれば、三種の宝物、すなわち義範僧都の雲加持の五鉢・金製の聖天像・仏舍利三十二粒があるからであるという。これに如意宝珠に擬した金・銀・真珠、成賢が私的に鑄造した銀の聖天像が副えられているという。そして、それらがす

べて台皮籠に収められていることである。ちなみに義範僧都の雲加持の五鉢というのは、ある時範俊が請雨の勅命を受けた時、同じ成尊門下で上臘の義範が自分が差し置かれたことに怒り、上醍醐にて大仏頂法を修して範俊の請雨を妨害した。果たして二十一日間の祈願もむなしく雨は降らないが、それでも範俊は「今日降る」と言うので、義範は五鉢をもつて雲を加持したため、結局雨は降らなかつたという。その五鉢である。

### 三宝院三宝事

正応三年九月初四日

#### 三宝院宝物等評之

一、雲加持五古

二、仏舍利三十二粒

三、金歎喜天（四寸也）（＊長方形の図あり）

一ハ一權一実（權着袈裟）

二ハ俱二実（俱不着袈裟）

三、二權（俱着袈裟）

已上法印口伝、今金天ハ俱着（袈裟也）

三宝院、内三宝<sup>ハ</sup>皆在台皮籠中、今三宝院<sup>ハ</sup>又

書トテ不見

ケカラニナレル也<sup>(47)</sup>  
前段に続き、本項でも「三宝院三宝事」と題し

一合分在之、今一合分不見也、イツチヘ相伝  
シタリトモ不聞也<sup>(48)</sup>

三宝院の宝物である三宝について親玄の説が記さ  
れる。本文冒頭に「正応三年九月初四日」とある

ことから、正応三年（一二九〇）九月四日に親玄

より聞いたものと考えられる。

金歎喜天の所に記された長方形の図が何を示す  
のかは不明であるが、円柱を横から見たところと  
すれば聖天を収める天覆の図であろうか。以下の  
「一には一權一実」は、双身である歎喜天の二  
天の造り分け方（あるいは見分け方）についての  
口伝であり、三宝院の金天は共に袈裟を着けた二  
權の形であることも記されている。

これら三宝はすべて台皮籠に收められており、  
当時の三宝院は「ヌケガラ」であつたという。

又云台皮籠中大元法具書二十卷許也

問、良雅自竹人皮籠二伝之、在台皮籠中耶

仰云大元法許二十卷在台皮籠中<sup>ニ</sup>、其外良雅、

さて、称名寺聖教には『蔵修入木條々』という  
資料がある<sup>(49)</sup>。内容については十分な検証が済んで  
いないので、今はその奥書だけ挙げておきたい。

これは「大元法事」と題された項の中の文であ  
る。

台皮籠の中には大元法具書二十巻があるという。  
これに対し定仙は、良雅が範俊（文中の「竹人」  
は範俊の略字）臨終の際に相承した皮籠二合は台  
皮籠の中に在るのかと問うが、親玄は台皮籠の中  
に在るのは大元法具書二十巻のみであると答えた。  
これは良雅の皮籠一合分であり、もう一合分はどう  
こへ行つたのか分からぬといふ。

この他、十三函一一十二には「台皮子作者事」  
という興味深い項があるが、これは公然の説であ  
るので今は置いておく。

師云此鈔角洞院僧正記之云

正応三年九月五日

親玄法印云台皮籠内在之

署名が無いためこの本が誰の筆になるものか不明であるが、親玄が台皮籠について言及したものであり、その日付は先述の十三函一一十二『仙芥集』「三宝院三宝事」に記された日付「正応三年九月初四日」の翌日であり、内容から言つても全く関連が無いものとも思われない。定仙が親玄から借覧し書写したものか。この内容の紹介と検証は別の機会に譲りたい。

の所持者から直接聞いた貴重な証言の記録である。よつて台皮籠について、その概要を当時の実態に沿つてある程度明らかにできたものと考える。『仙芥集』には台皮籠や三宝院流について親玄以外の三宝院流諸師からの重要な口決も膨大に記録されている。また称名寺聖教全体を見渡してみても、さらに多くの関連資料があるものと推測される。それらの検証を今後の課題とし本稿を終わりたい。

## 結

未筆ながら、所蔵資料の使用をご許可いただきました神奈川県立金沢文庫御当局、ならびにご助言を賜りました同学芸課長西岡芳文氏に御礼申し上げます。

以上、称名寺聖教所収『仙芥集』から、台皮籠に関する親玄の説を抽出し検証した。紙幅の都合もあり十分な検証が出来ず資料紹介に終始した感はあるが、これらは三宝院流道教方正嫡の証ともいうべき台皮籠の相承・規模・内容について、そ

### 〔参考文献〕

『称名寺聖教目録』全三巻、文化庁文化財部美術学芸課（2006）

石田浩子

庫研究』三三六

二〇〇四「醍醐寺地藏院親玄の関東下向」『ヒスト

リア』一九〇

大八木隆祥

二〇一二「定仙攷 称名寺聖教を中心に」『豊山教

学大会紀要』四〇

二〇一四「定仙について 親玄からの受法、定仙

大和尚塔と定禪」『綜合佛教研究所年報』三六

佐々木覚如

二〇〇二「地蔵院流における台皮籠について」『密

教学研究』三四

ダイゴの会

一九九三「親玄僧正日記(上)」『内乱史研究』一四

一九九四「親玄僧正日記(中)」『内乱史研究』一五

一九九五「親玄僧正日記(下)」『内乱史研究』一六

高橋悠介

二〇一五「建治三年の宝珠制作」『日本仏教総合研

究』一三

二〇一六「某宝次第酉酉」翻刻・解題』『金沢文

田中悠文

二〇〇六「中納言律師御菌ノ淨尊伝攷(一)」『高

野山大学密教文化研究所紀要』一九

二〇〇七「中納言律師御菌ノ淨尊伝攷(二)」『高

野山大学密教文化研究所紀要』二〇

中世東国仏教研究会

二〇一四「仙芥集」翻刻①』『綜合佛教研究所年

報』三六

二〇一五「仙芥集」翻刻②』『綜合佛教研究所年

報』三七

二〇一六「仙芥集」翻刻③』『綜合佛教研究所年

報』三八

二〇一七「仙芥集」翻刻④』『綜合佛教研究所年

報』三九

(1) 田中二〇〇六・二〇〇七では「台ノ皮子」と表記される。  
(2) 乗海(一一六九一一七八)  
(3) 実運逝去の折、乗海は実運から座主職を譲られたが挙状

が得られなかつたため座主になれず、その間に勝賢が十八世座主に補任されたという。また、元々勝賢は醍醐ではなく仁和寺の僧であった。このような事情から乗海は勝賢の座主就任を不服としたとされる。

(4) 恭畏『密宗血脈鈔』下、続真全二五、三四四頁下～三四五頁下

(5) 石田二〇〇四、三頁

(6) 定仙（一二三三～一三〇二）定仙の生没と受法活動の概要については拙稿二〇一二参考。

(7) 親玄と定仙の交流については拙稿二〇一四参考。

(8) 称名寺聖教十三函一番。現存するのは三十一冊であるが元々の規模は不明である。

(9) 銀阿（一二六一～一三三八）。

(10) 以下、『仙芥集』本文は書き下しで挙げる。原文については翻刻参照。『仙芥集』の翻刻は、筆者が代表を務める中世東国仏教研究会において進行中であり、その成果は『総合佛教研究所年報』誌上に逐次発表している。本稿参考文献を参照されたい。

(11) 『仙芥集』翻刻④。なお、『仙芥集』の写本自体には通しの番号が無いため、称名寺聖教目録に記載された整理番号により記す。

(12) 「(一)」内は割注（細字）である（以下同）。なお、以下写本からの引用文の表記については中世東国仏教研究会『仙芥集』翻刻の凡例に準ずる。

(13) 公然（生没不詳）『諸流灌頂秘藏鈔』三宝院御流意教上人

方萬德寺相承血脉（真全二七、三三一頁下）や、『野沢血脉集』卷二、三宝院流定海付法遮那院大輔僧都覺鏡の血脉（真全三九、三六七頁上）にその名を載せる。了上人。

(14) 覚雅（一二四三～一二九二）。醍醐報恩院三世。鎌倉二階堂の院主となり、醍醐に帰ることなく鎌倉の地で没した。

(15) 一丁表

(16) 一丁表裏

(17) 一丁裏～二丁裏

(18) 良雅（生没不詳）。一一〇頃。範俊入室の上足。勧修寺流良雅方の祖。範俊より皮籠二合を相承した。

(19) 四丁表

(20) 七丁裏～八丁表。ちなみにほぼ同文が『台皮籠事』にもあるという。（佐々木二〇〇二、九八頁）

(21) 二十二丁裏～二十三丁裏

(22) 十五丁表

(23) 五丁表～六丁裏

(24) 通円（生没不詳）土御門定通の息。

(25) 定濟（一二三〇～一二八二）

(26) この相論については石田二〇〇四参考。

(27) 六丁裏～七丁表

(28) 土御門定実（一二四一～一三〇六）

(29) 中御門具房（一二三八～一二九〇）久我具房。久我通忠の息。親玄の兄。

(30) 六丁表裏

称名寺聖教に見る親玄相承の「台皮籠」の口決について

『仙芥集』翻刻③

十三函一一六、三丁表ゝ裏

表紙識語による。この段の本文には見出し無し。

十三函一一大、四丁裏。

田中二〇〇六は『厚双紙』を台皮籠の中で最も尊重され

て来た聖教と位置付けている（三七頁）。この『仙芥集』

の文もその証左となる。

十三函一一六、八丁裏ゝ九丁表

隆澄（一一八一ゝ一二六六）

『仙芥集』翻刻②

十三函一一七、八丁裏ゝ九丁表

『玉葉』第三、国書刊行会（一九〇七）、八〇六頁

『秘鈔問答』十八、大正藏七九、五一八頁c

ちなみに定仙自身は、醍醐金剛王院実賢の弟子である勝円（一二三〇ゝ一二七八）が建治三年（一二七七）に鶴岡八幡宮において能作性宝珠を製作した際、助修を務めその記録を残している。（高橋二〇一五、同二〇一六）

『秘鈔問答』十八、大正藏七九、五一九頁aゝb

『仙芥集』翻刻④

十三函一一十二、一丁表ゝ裏

十三函一一十二、一丁裏ゝ二丁裏

十三函一一十二、九丁裏ゝ十丁表

二八九函一三四。二九〇一三五も同本で識語の異なる写本であるが、こちらは未撮影のため今回は見ることが出来なかつた。

